

2020年10月8日

お客様 各位

建築検査機構株式会社

確認審査における料金体制の見直しについて

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

掲題の通り、この度本年11月1日以降に申請を受付けます物件の確認審査について、料金体制の見直しを実施させていただきます。一部のお客様において、指摘事項を訂正頂けず、繰り返し同じ事項を指摘している事案が発生しております。また、意匠図・構造図間の整合、構造図・構造計算書間の整合においても、お客様にて整合性を未確認のまま申請がなされる物件が散見されております。

つきましては、指摘事項が繰り返し訂正されない物件審査につき、弊社から3度目に同様の指摘^(*)を実施する場合は、通常審査手数料に加えて、追加審査料を申し受けます。また、各図面間の整合性確認において、著しく不整合である場合にも追加審査料を申し受けます。追加審査料は通常審査手数料の50%と致します。

お客様におかれては図面・書類等を十分ご確認の上、確認申請して頂けますようお願い致します。追加手数料の申し受けに関しては各審査担当者までお問い合わせ下さい。

上記追加審査料については、ほとんどのお客様が適用対象外となる見込みです。また、基本料金の変更（値上げ）ではない点をご確認下さい。

*1 「同様の指摘」は、指摘事項の是正に対する新たな指摘を除きます。

大変心苦しい限りではございますが、よりスムーズに短時間での審査を実施させて頂きたく、ご了承頂けますようお願い致します。

以上